

(証券コード3326)

2026年6月1日

株 主 各 位

埼玉県狭山市狭山台4丁目27番地の38
株式会社ランシステム
代表取締役社長 日 高 大 輔

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.runsystem.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」よりご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ランシステム」又は「コード」に当社証券コード「3326」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日)午後1時30分
2. 場 所 埼玉県狭山市入間川2丁目33番1号
狭山市市民会館 小ホール

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第38期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 監査役1名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する表示がない場合は賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

株主総会参考書類

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役遠藤進氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
あおきしげお 青木茂男 (1954年4月12日) [新任]	2006年3月 ㈱グローバルファクトリー入社 2008年9月 当社常勤監査役 2010年9月 当社執行役員(現任) 【監査役候補者とした理由】 青木茂男氏は、当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、過去に当社監査役の経験を有していることから、監査体制の強化に資すると判断したため監査役候補者となりました。同氏が選任された場合には、当社の取締役会における審議事項につき、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。	-株

- (注) 1. 青木茂男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害等賠償金・争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。青木茂男氏が監査役に選任された場合には、同保険の被保険者となる予定です。同保険で填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月25日開催の第37期定時株主総会において補欠監査役に選任された佐野高王氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
さの の たか おう 佐野高王 (1976年3月22日)	2002年10月 弁護士登録 2007年10月 佐野法律事務所 所長(現任)	一株

- (注) 1. 佐野高王氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野高王氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本選任に関しましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、選任を取消することができることとさせていただきます。
4. 佐野高王氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
5. 佐野高王氏が社外監査役に選任された場合には、独立役員として届け出ることを予定しております。
6. 佐野高王氏が社外監査役に選任された場合には、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害等賠償金・争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。佐野高王氏が社外監査役に選任された場合には、同保険の被保険者となる予定です。同保険で填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇や不安定な国際情勢など、先行き不透明な状況が続いておりますが、個人の消費回復やインバウンド需要の高まりによって経済環境は緩やかな回復基調が続いております。サービス業・アミューズメント業界においても、物価高や光熱費等のコスト上昇の影響はあるものの、人流回復に伴う緩やかな回復基調が継続しております。

このような経営環境のもと、当社グループは「基本の徹底」「コスト最適化」「チームの再構築・人財強化」に注力し、既存の主力事業であるエンターテインメント事業ではサービス業としての基本である「清掃・接客」を軸に、安心安全健全な運営を継続していくことに加え、顧客満足度向上のための店舗改装、お客様目線での店舗別サービス提供を現場スタッフ主導で進めているほか、システム事業におけるチームの再構築、人財強化を行い、新規取引先を拡大していくための新規商材開発・営業強化等に努めて参りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,430百万円(前年同期比0.4%増)、営業利益173百万円(前年同期比38.3%増)、経常利益106百万円(前年同期比4.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益101百万円(前年同期比134.5%増)となりました。

事業ごとの状況は、次のとおりであります。

<エンターテインメント事業>

当事業につきましては、当社及び当社子会社の株式会社ランセカンドによる複合カフェ「スペースクリエイティブ自遊空間」チェーン直営店舗の運営をメインとし、安心安全健全な運営を行っております。店内設備においては、お客様のニーズの高いコンテンツの積極的な導入を進めております。また、自遊空間のフランチャイズ店舗のサポート業務も行っております。その他、自遊空間店舗で利用している商材の外部への販売や店舗を利用した広告掲出、社員研修・スタッフ研修の外部への販売、新たな収益源となりうる新規事業開発を進めております。

以上の結果、当連結会計年度末時点では、グループ店舗数81店舗(直営店舗35、FC加盟店舗46)となりました。

<システム事業>

当事業につきましては、注目度の高いセルフ化システムやテレワーク環境を支援するシステムなどの各種システムの販売及び保守、管理業務を行っているほか、新しい商材の開発や新規顧客開拓も進めております。また、当社の親会社であるAOKIホールディングスのグループ会社が展開する店舗へのセルフ化システム、PC関連部材等の導入を進めております。

<不動産事業>

当事業につきましては、不動産賃貸物件の適切な管理に注力し、おおむね計画どおりの売上推移となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において445,814千円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資はエンターテインメント事業の既存店舗の改修工事等302,968千円、アミューズメント機器のリース146,080千円であります。なお、設備投資額に資産除去債務の見積り額の変更による除去費用の資産計上額は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、シンジケートローン契約を締結し、総額で2,500百万円の資金調達を行いました。本契約は、既存借入金のリファイナンス及び安定的かつ機動的な資金調達体制の構築を目的としております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2023年3月期)	第 36 期 (2024年3月期)	第 37 期 (2025年3月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	3,702,335	7,366,473	5,408,416	5,430,297
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△206,313	96,632	111,964	106,622
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△176,374	99,719	43,408	101,781
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△41.50	23.46	10.21	23.95
総 資 産 (千円)	3,420,243	3,944,262	3,798,394	4,177,242
純 資 産 (千円)	76,735	176,454	219,863	321,645
1株当たり純資産額 (円)	18.05	41.51	51.73	75.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第35期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年7月1日から2023年3月31日までの9ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2023年3月期)	第 36 期 (2024年3月期)	第 37 期 (2025年3月期)	第 38 期 (当期) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	3,028,267	6,413,569	4,971,166	4,968,193
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△235,176	54,896	124,353	121,579
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△191,826	126,016	45,363	69,900
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△45.13	29.65	10.67	16.45
総 資 産 (千円)	3,104,537	3,799,366	3,652,058	4,015,025
純 資 産 (千円)	51,976	177,993	223,356	293,256
1株当たり純資産額 (円)	12.23	41.88	52.55	68.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第35期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年7月1日から2023年3月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社AOKIホールディングス	232億82百万円	57.2%	グループ会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ランセカンド	10百万円	100.0%	エンターテインメント事業

(4) 対処すべき課題

業態ごとの今後の課題につきましては次のとおりであります。

<エンターテインメント事業>

当事業においては、物価高や光熱費等のコスト上昇の影響はあるものの、人流回復に伴う緩やかな回復基調が継続しており、一時期の非常に厳しい経営環境から脱却し、収益を見込めるようになってきております。

このような環境下において、当社では下記の事項を今後の課題と考えております。

(お客様目線でのサービス提供の徹底について)

サービス業としての基本である「清掃・接客」を軸に、安心安全健全な運営を継続していくことに加え、完全個室や店舗設備などの顧客満足度向上のための店舗改装、お客様目線での店舗別サービス提供、イベント実施による稼働の向上に努めて参ります。

(新規顧客の開拓及び既存顧客の再訪促進について)

SNSを活用したプロモーションの強化、当日予約を可能にした予約システムによる予約利用の促進、訪日外国人や在日外国人の利用促進を目的とした多言語対応の強化等により、新規顧客の獲得を進めるとともに、過去の店舗利用実績データを活用した既存顧客の掘り起こしを進めて参ります。

(新業態の開発について)

当社では、安定した収益確保のため、複合カフェ以外の新規業態開発にも努めております。具体的には、前期より展開している完全セルフ型オンラインダーツ店舗「Smart Darts」の出店を加速するとともに、直営店舗を支援するサポートセンターでは、遠隔接客BPOを核とした新たな収益基盤の確立に取り組みます。さらに、顔認証システムやAIなどの先端技術の導入、レーシングシミュレーターをはじめとする新規コンテンツの開発・導入など、新たな挑戦にも積極的に取り組んで参ります。

<システム事業>

当事業においては、各種システム等の保守、管理業務や自遊空間のフランチャイズ店舗のサポート業務により安定した収益を見込んでいるほか、AOKIホールディングスのグループ会社が展開する店舗への省人化システム、PC関連部材等の導入を見込んでおりますが、さらなる成長のため、我々の強みであるリアル店舗で培ったノウハウを注入したシステムに加え、新たなシステム商材の開発を積極的に進め、様々な業態へ販路を拡大して参ります。

また、持続的な成長を支えるため、人員の増強と人材育成にも注力し、資本業務提携を結んだ株式会社GSSLABをはじめとするパートナー企業との協業により、開発体制を一層強化・拡大します。さらに、2027年3月期から開始する「パートナー企業制度（SIPP）」を活用し、販売チャネルの拡充と相互成長が可能なチームづくりを推進して参ります。

<不動産事業>

当事業においては、安定的な収益を確保すべく、不動産賃貸物件の管理に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
エンターテインメント事業	複合カフェ「スペースクリエイト自遊空間」などの直営店舗の運営及びフランチャイズ店舗のサポート業務
システム事業	各種システムの販売、保守及び管理業務
不動産事業	不動産賃貸及び管理

(6) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

① 本社及びオフィス

株式会社ランシステム	横浜本社：神奈川県横浜市 埼玉本社：埼玉県狭山市
株式会社ランセカンド	本社：神奈川県横浜市

② 店舗

区分 店舗運営事業	店舗数		
	直営	フランチャイズ	合計
スペースクリエイト自遊空間	29	46	75
麻雀サロンP S J	3	—	3
Smart Darts	3	—	3
合計	35	46	81

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンターテインメント事業	68 (162) 名	3名減 (12名減)
システム事業	31 (2) 名	4名増 (-)
不動産事業	1 (-) 名	- (-)
全社 (共通)	18 (1) 名	1名増 (-)
合 計	118 (165) 名	2名増 (12名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、()内は、外書きでパート・アルバイト (1日8時間換算) の年間平均雇用人員を記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107 (123) 名	2名増 (19名減)	46.1歳	14.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、()内は、外書きでパート・アルバイト (1日8時間換算) の年間平均雇用人員を記載しております。

(8) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,010,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	700,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	300,000千円
飯 能 信 用 金 庫	190,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	84,999千円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **6,360,000株**
- ② 発行済株式の総数 **4,380,900株**
- ③ 株主数 **6,646名**
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 A O K I ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,430,000株	57.17%
日 高 大 輔	113,200	2.66
サントリービバレッジソリューション株式会社	95,000	2.24
株 式 会 社 ロ フ テ ィ ー	44,900	1.06
経 塚 真 理 恵	30,900	0.73
平 川 正 一	28,600	0.67
従 業 員 持 株 会	23,100	0.54
株 式 会 社 玉 林 園	22,900	0.54
プ ラ ザ 商 事 株 式 会 社	13,000	0.31
中 本 夕 紀 夫	12,600	0.30

(注) 1. 当社は、自己株式を130,490株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	日 高 大 輔	GAUDI (株)取締役 GNEXT (株)取締役 (株)ランセカンド取締役
専 務 取 締 役	笠 間 匠	外販事業部本部長 (株)ランセカンド取締役
常 務 取 締 役	面 高 英 雄	経営企画本部長 管理本部長 (株)ランセカンド取締役
取 締 役	照 井 則 男	(株)AOKIホールディングス取締役副社長執行役員 (株)快活フロンティア取締役
取 締 役	中 谷 健 二	中谷公認会計士事務所 レーヴ法律事務所 リバーフィールド(株)社外監査役 (株)幼保経営サービス取締役
取 締 役	加 藤 洋 平	弁護士法人MT代表 財団法人交通事故紛争処理センター 東京弁護士会紛議調停委員会
取 締 役	荒 井 春 奈	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所
常 勤 監 査 役	遠 藤 進	(株)ランセカンド監査役
監 査 役	山 本 安 志	山本安志法律事務所所長
監 査 役	中 藤 力	日比谷総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役中谷健二氏、取締役加藤洋平氏及び取締役荒井春奈氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中谷健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役山本安志氏及び監査役中藤力氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役中谷健二氏、取締役加藤洋平氏、取締役荒井春奈氏、監査役山本安志氏及び監査役中藤力氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	6名	63,360千円	(うち社外取締役 3名 7,200千円)
監査役	3名	10,800千円	(うち社外監査役 2名 7,200千円)
合計	9名	74,160千円	

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度中に在任していた取締役の員数及び当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第18期定時株主総会において月額14,000千円以内(ただし、使用人分給与を含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年9月6日開催の第12期定時株主総会において月額1,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

(3) 責任限定契約に関する事項

中谷健二氏、加藤洋平氏、荒井春奈氏、山本安志氏及び中藤力氏は、現在、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

1. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員が株主や第三者などから損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害等賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、2006年9月27日開催の株主総会において、取締役の報酬額を月額14,000千円以内、2000年9月6日開催の株主総会において、監査役の報酬額を月額1,000千円以内とするをそれぞれ決議しております。

当社の役員報酬は基本固定報酬のみで構成されております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長である日高大輔氏で

あり、委任理由は、当社グループ全体の業績や貢献度を勘案しつつ各役員の担当部門について評価を行うのは代表取締役社長が適していると判断したためであり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬の範囲内において決定権限を有しております。なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会の決議及び監査役の協議により決定されております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼務状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	中谷健二	中谷公認会計士事務所 レーヴ法律事務所 リバーフィールド㈱ ㈱幼保経営サービス	— — 社外監査役 取締役
取締役	加藤洋平	弁護士法人MT 財団法人交通事故紛争処理センター 東京弁護士会紛議調停委員会	代表 — 委員
取締役	荒井春奈	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所	—
監査役	山本安志	山本安志法律事務所	所長
監査役	中藤力	日比谷総合法律事務所	代表

(注) 当社と上記各法人等との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中谷健二	当事業年度中に開催された、取締役会16回のうち16回に出席しております。主に弁護士としての専門的見地から取締役会での発言を行っており、当社グループの経営全般に係る助言を行う等、役員として適切な役割を果たしております。
取締役	加藤洋平	当事業年度中に開催された、取締役会16回のうち16回に出席しております。主に弁護士としての専門的見地から取締役会での発言を行っており、当社グループの経営全般に係る助言を行う等、役員として適切な役割を果たしております。
取締役	荒井春奈	当事業年度中に開催された、取締役会16回のうち16回に出席しております。主に弁護士としての専門的見地から取締役会での発言を行っており、当社グループの経営全般に係る助言を行う等、役員として適切な役割を果たしております。
監査役	山本安志	当事業年度中に開催された、取締役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、監査役会14回のうち14回に出席し、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	中藤力	当事業年度中に開催された、取締役会16回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、監査役会14回のうち14回に出席し、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(7) スキル・マトリックス

地位	氏名	特に専門性を発揮できる分野及び経験				
		経営全般	マーケティング 営業 業界知見	IT デジタル	財務 会計	法務
代表取締役社長	日高大輔	●	●			
専務取締役	笠間 匠	●	●	●		
常務取締役	面高英雄	●	●		●	
取 締 役	照井則男	●		●		
取 締 役	中谷健二				●	●
取 締 役	加藤洋平					●
取 締 役	荒井春奈					●

(注) 上記は、特に専門性を発揮できる分野及び経験をお示しするものであり、対象者の全ての知見を表すものではありません。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

アルファ監査法人

(注) アスカ監査法人は、2025年6月25日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任し、同株主総会で新たにアルファ監査法人が当社の会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,600千円
2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく会計監査人としての監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とするを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりです。

<p>① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>倫理基準、行動基準及びコンプライアンスに関する規程を制定し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。 法令違反・不正行為等の未然防止や早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とした公益通報規程を定めるとともに、経営上の法的案件については顧問弁護士よりアドバイスを受けることにより法令を遵守する。 監査役は、取締役会並びに経営計画会議、その他重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席し、必要に応じて各議事録、稟議書等の書類の査閲やヒアリングを実施するなど公正・客観的な立場から取締役及び事業部門の監査を行う。 内部監査業務を実施する経営企画室は経営の健全化・効率化のモニタリング及びコンプライアンスの状況の監査を行う。 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底する。警察及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、当該勢力・団体との関係を一切遮断する。</p>
<p>② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについては法令及び文書管理規程等に基づき、取締役、監査役及び会計監査人が容易に閲覧可能な、検索性の高い状態で保存・管理する。</p>
<p>③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>取締役及び監査役、執行役員が出席する経営計画会議を毎月定例で開催し、現場の状況を把握することで、業務執行の監督及びリスク管理を行う。 当社の経営に重大な影響を与える事故、災害、危機が発生した場合に対応すべく危機管理マニュアルに基づいたリスク管理規程を制定する。 当社が運営する店舗の顧客情報の管理においては、セキュリティ水準の向上に努めるとともに営業秘密管理規程に基づき厳重に管理する。</p>
<p>④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>取締役会を毎月定例で開催し、緊急を要する場合には、迅速な経営が行えるようにその都度臨時取締役会を開催することにより、経営方針・法定事項・その他重要事項等の決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。 取締役会は年度予算を定め、予算に対する達成状況を適時確認する。 グループウェア等のITシステムを導入することにより、情報の共有化並びに決裁手続きの迅速化を図る。</p>
<p>⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</p>	<p>当社グループは、当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、子会社への内部統制に関する指示伝達及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われる体制を構築する。 当社グループ会社の監督については、関係会社管理規程に定めるところによる。当社子会社の経営を統括する組織は、同規程の基本方針に従って必要事項を監督し、経営状況を把握する。</p>

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項	監査役は、監査業務を補助すべき使用人を要する場合には、内部監査を担当する経営企画室から選任することができる。 監査役より選任された使用人は、監査役からの命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制	取締役及び使用人は法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について速やかに監査役へ報告を行う。 内部監査を実施する経営企画室は、監査結果について監査役に報告を行う。
⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	監査役に報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社の内部通報制度においても、監査役及び通報窓口へ相談又は通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	当社の監査役職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、監査役監査規程に定めており、監査役からの申請に基づいて適切に処理するものとする。
⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制	監査役は取締役会並びに経営計画会議、その他重要な議事事項の含まれる会議に出席することが可能であり、必要に応じて各議事録、稟議書等の書類の査閲や、ヒアリングを行うことができる。 監査役は、会計監査人との情報交換を随時行うことにより、密接な連携を図る。
⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制	当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築し、その内部統制システムが適切に機能するかの評価を継続的に行い、不備があれば是正していく体制を整備する。
⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項	内部統制については、毎期、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施する。定期的にコンプライアンス委員会において内部統制システムの整備及び運用状況並びに重要なリスクについて検討し、取締役会がその内容を確認する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な施策と認識し、将来の事業展開を勘案した財務体質の強化及び内部留保の確保に努めつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、2026年3月期の配当につきましては、現状の業績を鑑み、財務体質の強化及び内部留保の確保に努めるため、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注) この事業報告に記載の金額及び株数等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,603,834	流動負債	1,752,161
現金及び預金	881,259	買掛金	236,879
売掛金	407,900	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	186,865	1年内返済予定の長期借入金	191,040
原材料及び貯蔵品	13,451	リース債務	94,078
その他	118,578	未払法人税等	7,223
貸倒引当金	△4,221	賞与引当金	37,850
固定資産	2,573,407	資産除去債務	1,500
有形固定資産	1,963,712	その他	183,590
建物及び構築物	1,179,136	固定負債	2,103,435
車両運搬具及び工具器具備品	110,778	長期借入金	1,393,959
リース資産	276,871	リース債務	221,129
土地	364,014	長期未払金	50,264
建設仮勘定	32,912	資産除去債務	302,900
無形固定資産	115,279	繰延税金負債	14,674
のれん	8,156	その他	120,508
ソフトウェア	92,453	負債合計	3,855,597
ソフトウェア仮勘定	14,668	純資産の部	
投資その他の資産	494,415	株主資本	321,645
長期貸付金	2,028	資本金	100,000
敷金	445,981	資本剰余金	236,430
繰延税金資産	310	利益剰余金	77,841
その他	57,910	自己株式	△92,627
貸倒引当金	△11,815	純資産合計	321,645
資産合計	4,177,242	負債・純資産合計	4,177,242

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,430,297
売上原価	4,310,931
売上総利益	1,119,366
販売費及び一般管理費	945,471
営業利益	173,895
営業外収入	
受取利息及び配当金	1,535
販売手数料収入	2,537
物品売却益	2,625
受取保険金	2,512
受取損害賠償金	434
その他	171
営業外費用	
支払利息	45,684
支払手数料	30,247
その他	1,157
経常利益	106,622
特別利益	
受取立退料	73,812
その他	984
特別損失	
固定資産除却損	8,788
減損	47,250
店舗閉鎖損	13,199
その他	762
税金等調整前当期純利益	111,416
法人税、住民税及び事業税	7,454
法人税等調整額	2,180
当期純利益	101,781
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	101,781

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	236,430	△23,939	△92,627	219,863
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			101,781		101,781
当連結会計年度変動額合計	-	-	101,781	-	101,781
当連結会計年度末残高	100,000	236,430	77,841	△92,627	321,645

	純資産合計
当連結会計年度期首残高	219,863
当連結会計年度変動額	
親会社株主に帰属する 当期純利益	101,781
当連結会計年度変動額合計	101,781
当連結会計年度末残高	321,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,778,599	流動負債	1,689,122
現金及び預金	808,289	買掛金	235,428
売掛金	380,369	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	186,622	1年内返済予定の長期借入金	150,000
原材料及び貯蔵品	11,766	未払金	87,310
前払費用	95,187	未払費用	26,021
関係会社貸付金	294,000	リース債務	94,078
その他の貸倒引当金	6,599	未払法人税等	5,179
	△4,236	未払消費税等	11,636
固定資産	2,236,426	預り金	6,016
有形固定資産	1,710,789	前受収益	27,274
建物	944,015	賞与引当金	35,750
構築物	96	資産除去債務	1,500
工具、器具及び備品	92,880	その他の	8,926
リース資産	276,871	固定負債	2,032,645
土地	364,014	長期借入金	1,350,000
建設仮勘定	32,912	リース債務	221,129
無形固定資産	107,122	長期未払金	50,264
ソフトウェア	92,453	預り敷金保証金	120,508
ソフトウェア仮勘定	14,668	繰延税金負債	14,674
投資その他の資産	418,513	資産除去債務	276,069
長期貸付金	1,928	負債合計	3,721,768
延滞債権	11,810	純資産の部	
長期前払費用	3,849	株主資本	293,256
敷金	361,155	資本金	100,000
長期未収入金	13,560	資本剰余金	236,430
その他の	38,060	資本準備金	236,430
貸倒引当金	△11,851	利益剰余金	49,453
		その他利益剰余金	49,453
		繰越利益剰余金	49,453
		自己株式	△92,627
		純資産合計	293,256
資産合計	4,015,025	負債・純資産合計	4,015,025

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,968,193
売上原価	3,897,756
売上総利益	1,070,437
販売費及び一般管理費	909,918
営業利益	160,518
営業外収益	
受取利息	16,103
販売手数料	2,537
物品売却益	1,829
受取保険金	1,045
貸倒引当金戻入	13,602
その他	586
営業外費用	
支払利息	44,367
支払手数料	30,247
その他	28
経常利益	121,579
特別利益	
その他	984
特別損失	
固定資産除却損	292
減損損失	47,250
店舗閉鎖損	13,199
その他	762
税引前当期純利益	61,058
法人税、住民税及び事業税	5,391
法人税等調整額	△14,233
当期純利益	69,900

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 金 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	236,430	236,430	△20,446	△20,446
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				69,900	69,900
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	69,900	69,900
当 期 末 残 高	100,000	236,430	236,430	49,453	49,453

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△92,627	223,356	223,356
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		69,900	69,900
当 期 変 動 額 合 計	-	69,900	69,900
当 期 末 残 高	△92,627	293,256	293,256

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ランシステム
取締役会 御中

アルファ監査法人 東京都港区

指定社員 公認会計士 静 健 太 郎
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小 泉 博 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき株式会社ランシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ランシステム
取締役会 御中

アルファ監査法人 東京都港区

指定社員 公認会計士 静 健 太 郎
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小 泉 博 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社ランシステム 監査役会

常勤監査役 遠 藤 進 ⑩

社外監査役 山 本 安 志 ⑩

社外監査役 中 藤 力 ⑩

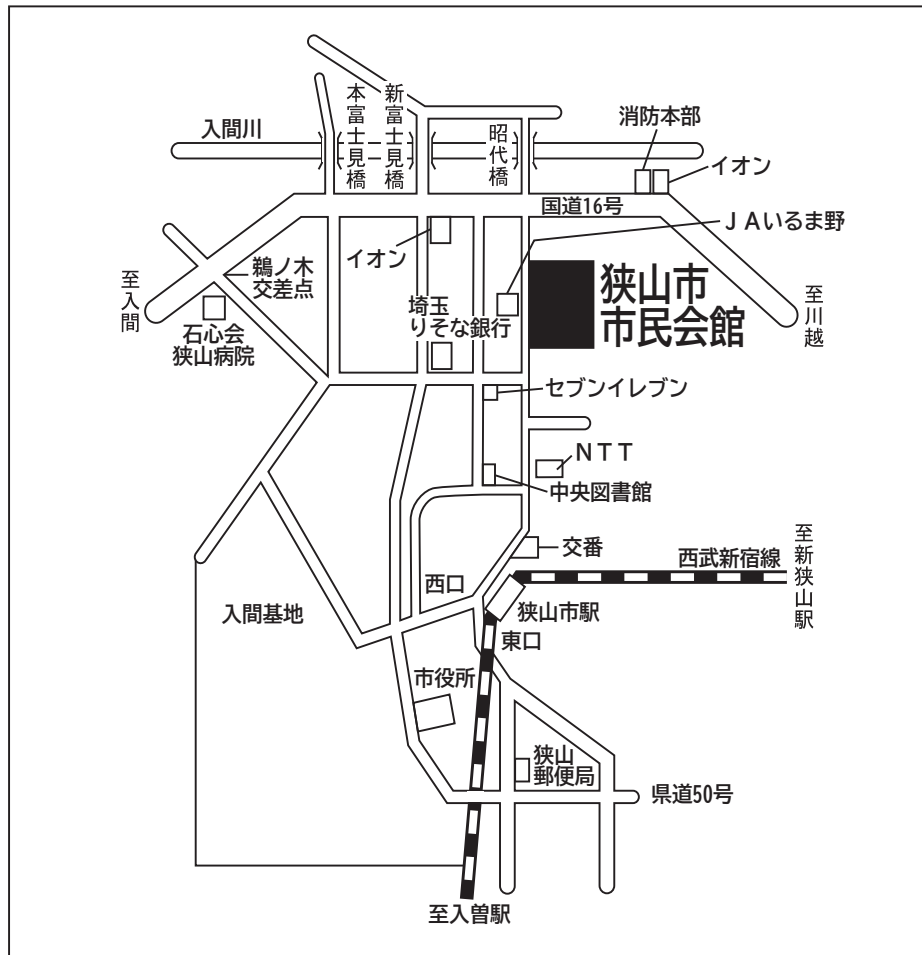
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県狭山市入間川2丁目33番1号

狭山市市民会館 小ホール

TEL 04-2953-9101



交通 西武新宿線「狭山市駅 西口」から徒歩7分

※西口を出て右手の道（下り坂）約700m先

お願い 当日は会場駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。